

立科町

第二期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
立科町



立科町マスコット
キャラクター
「しいなちゃん」

はじめに

少子・高齢化が加速し社会構造が変化するなかで、核家族化、地域の繋がり希薄化、女性の社会進出など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化してきております。

このような社会状況を踏まえて、平成24年に「子ども子育て関連3法案」が成立し、これを受け、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格実施となり、令和元年度からは幼児教育・保育の無償化がスタートするなど、子育て環境や保育ニーズの多様化に沿った支援策が打ち出されました。保護者の視点に立ち、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができる環境を整備していくことが重要となっています。

立科町では、国が新たに制度を設ける以前から子育て支援に力を入れ、保育料の大幅な減額、児童館における放課後児童クラブの対象児童拡大や利用時間の延長などの支援を行ってきたところです。

今回、当初計画の計画期間の終了に伴い、保護者への適切な支援と子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくりを基本理念とした「立科町第二期子ども子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年度から令和6年度までの5年間で取り組むべき施策を総合的に進め、次世代を担う大切な子どもたちの健やかな成長のために適切な環境が確保されるよう支援を行うことで、「立科町に住んで良かった」と思える、子育てがしやすい町を目指してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートにご協力いただき貴重なご意見をいただきました多くの町民の皆様をはじめ、計画策定に多大なるご尽力をいただきました、立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

立科町長 両角 正芳

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 基本指針の改正	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 計画の対象	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	5
1 立科町の人口と世帯等の推移	5
(1) 総人口と総世帯の推移	5
(2) 年齢3区分別人口の推移	7
(3) 人口動態の推移	8
(4) 世帯類型等の推移	9
(5) 女性の就業状況	10
(6) 配偶関係の状況	11
(7) 児童人口の推移	12
(8) 児童人口の将来推計	13
2 子育て環境の状況	14
(1) 施設の状況	14
(2) 保育サービスの状況	15
(3) 小学生の放課後児童クラブの状況	16
(4) その他の子育て関連事業の利用状況	16
3 町民の子育て支援ニーズ	17
(1) 調査の概要	17
(2) 主なニーズ調査結果	17
(3) 課題のまとめと今後に向けて	22
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本的な考え方	24
2 基本理念	25
3 基本目標	25
4 施策の体系	29
第4章 施策の展開	30
1 保護者への支援体制の整備	30

(1) 家庭や地域における子育てサービスの充実.....	30
(2) 保育サービスの充実.....	31
(3) 子育て支援ネットワークづくり.....	32
(4) 放課後を含む子どもの居場所づくり.....	32
(5) 経済的な負担の軽減.....	33
2 親と子の健やかな成長発達のための対策.....	34
(1) 子どもや母親の健康のための支援.....	34
(2) 障がいの早期発見と発達支援.....	35
(3) 食を通じた子どもの健全育成の推進.....	35
(4) 思春期保健対策.....	36
(5) 医療体制の整備.....	36
3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	36
(1) 次世代の親の育成.....	36
(2) 子どもの生きる力を育む立科教育の推進.....	37
(3) 地域と学校の連携.....	37
(4) 有害環境対策の推進.....	38
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	38
(1) 良好な住環境の確保.....	38
(2) 安心して外出できる環境の整備.....	38
(3) 安心・安全のまちづくり.....	39
5 仕事と家庭の両立.....	39
(1) 企業に対する子育て支援の啓発.....	39
(2) 仕事と子育ての両立の支援.....	40
6 児童等の安全の確保.....	40
(1) 子どもの事故防止への取組.....	40
(2) 交通安全の確保.....	40
(3) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進.....	41
(4) 被害にあった子どもの保護の推進.....	41
7 支援を必要とする子ども・家庭への支援.....	42
(1) 子どもの権利保護の推進.....	42
(2) 児童虐待防止策の充実.....	42
(3) ひとり親家庭等への支援の推進.....	42
(4) 心身に障がいのある児童施策の充実.....	43
第5章 提供区域における見込量・確保策.....	44
1 教育・保育の提供区域.....	44
2 幼児期の学校教育・保育.....	44
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	44
(2) 提供体制の確保.....	45
(3) 「量の見込み」の算出のための家庭類型.....	45
3 地域子ども・子育て支援事業.....	46

(1) 利用者支援事業	46
(2) 延長保育事業	47
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	48
(4) 子育て短期支援事業	48
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	49
(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	50
(7) 地域子育て支援拠点事業	51
(8) 一時預かり事業	51
(9) 病児保育事業（病児・病後児保育）	53
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	54
(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）	54
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	55
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	57
(1) 認定こども園の検討	57
(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実	57
(3) 地域における教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	57
(4) 保育所と小学校との連携	57
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	58
6 その他の事項	58
(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設または地域保育事業の円滑な利用の確保	58
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	58
(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	58
第6章 計画の推進	59
1 計画の推進主体と連携の強化	59
2 計画の進行管理	59
資料	60
1 立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱	60
2 関連施設一覧	62

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子ども・子育てをめぐる全国的な状況としては、少子化の急速な進行、待機児童の増加、貧困と格差の増加、就労意識や労働環境の変化、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化などが指摘されており、これらの社会背景等を踏まえて、子育てをしやすい環境の整備と地域の子ども・子育て支援の充実を図り、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を構築していく必要があります。

国においては、平成15年の「次世代育成支援対策推進法」の制定以降、平成22年には「社会全体で子ども・子育てを支援」という考え方に基づいた「子ども・子育てビジョン」の策定、平成24年にはすべての子どもの良質な成育環境を保障し子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする「子ども・子育て関連3法」の制定、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が施行されるとともに新たな組織として「子ども・子育て本部」を設置し、「子ども・子育て支援新制度」が進められてきました。

平成28年には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行され、子ども・子育て支援の提供体制の充実が図られたほか、平成29年には、平成30年度から令和4年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとした「子育て安心プラン」を公表し、平成29年末に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」では、「人づくり革命」「生産性革命」を両輪とする2本の柱を掲げ、「人づくり革命」として幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等、2兆円規模の子育て世代、子どもたちへの政策を盛り込み、その安定財源として消費税率10%への引上げが実施されました。

また、平成28年10月、平成29年4月施行の「児童福祉法の一部を改正する法律」では、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等、社会的養育・児童虐待防止対策に係る事項について改正されました。

一方、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、地域全体が子育てを支援するという視点も重要になっており、平成30年4月1日施行の改正社会福祉法では、『自分や家族が暮らしたい地域を考える』『地域で困っている課題を解決したい』という気持ちで活動する』『一人の課題』について解決する経験の積み重ね』といった地域づくりの3つの方向性が示されており、互いに影響し合い、「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりの意識を醸成していくことが求められています。

第1章 計画策定にあたって

立科町においても、これらの社会的背景等を踏まえ、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために、平成27年3月に「立科町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策に計画的に取り組んできましたが、令和元年度末をもって満了することから、本町における子育て支援に関する課題・ニーズの整理を図り、基本指針改定等の国や県の動向を踏まえ、「立科町第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すとともに、国から示された基本指針に即して、各年度の「教育・保育」の量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それらの提供体制を定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長（令和7年（2025年）3月31日まで）されたことで、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけるとともに、児童福祉法第56条の4の2に基づく「市町村整備計画」の内容を含む計画としています。

さらに、「立科しあわせプラン～立科町振興計画～」を上位計画とし、また、立科教育の基本理念を尊重して各種関連計画との整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するものとします。

根拠法	該当条文
子ども・子育て支援法（抜粋）	（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法（抜粋）	（市町村行動計画） 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。
児童福祉法（抜粋）	第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

3 基本指針の改正

令和2年度を始期とする第二期計画の作成に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直し、その他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正、幼児教育・保育の無償化実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正が行われました。

第二期計画では、この内容を踏まえた対応が必要となり、国で示す改正の主な項目は以下となります。

■基本指針の改正

1 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画等の作成に関する事項について

追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、地域における女性就業率の動向をも配慮

2 平成28年の児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

追記

- ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進
- ・児童虐待の発生子防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進等
- ・平成28年改正児童福祉法の新しい理念である、子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則の実現

3 その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
- ・幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
- ・外国につながる幼児（海外から帰国した幼児や、両親が国際結婚の幼児など）への支援・配慮
- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の任意的記載事項に追加 等

4 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記

- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 等

4 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年の計画であり、今後、5年ごとに計画を見直します。

なお、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」において、内容等の審議を行います。

6 計画の対象

概ね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

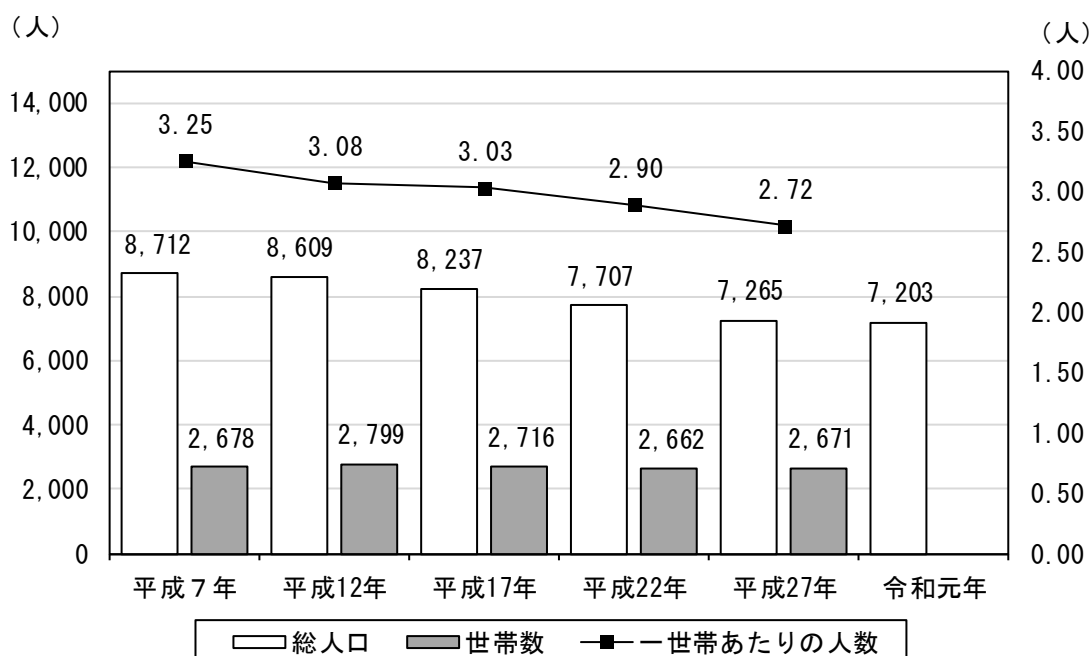
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 立科町の人口と世帯等の推移

(1) 総人口と総世帯の推移

本町の人口は令和元年9月30日現在7,203人で、平成7年以降減少傾向で推移しています。世帯数では、平成27年時点で2,671世帯、一世帯あたりの人数は2.72人と、世帯数の減少に比べて、一世帯あたりの人数は大きく減少しており、世帯の少人数化が進んでいる状況です。

【人口と世帯数の推移】



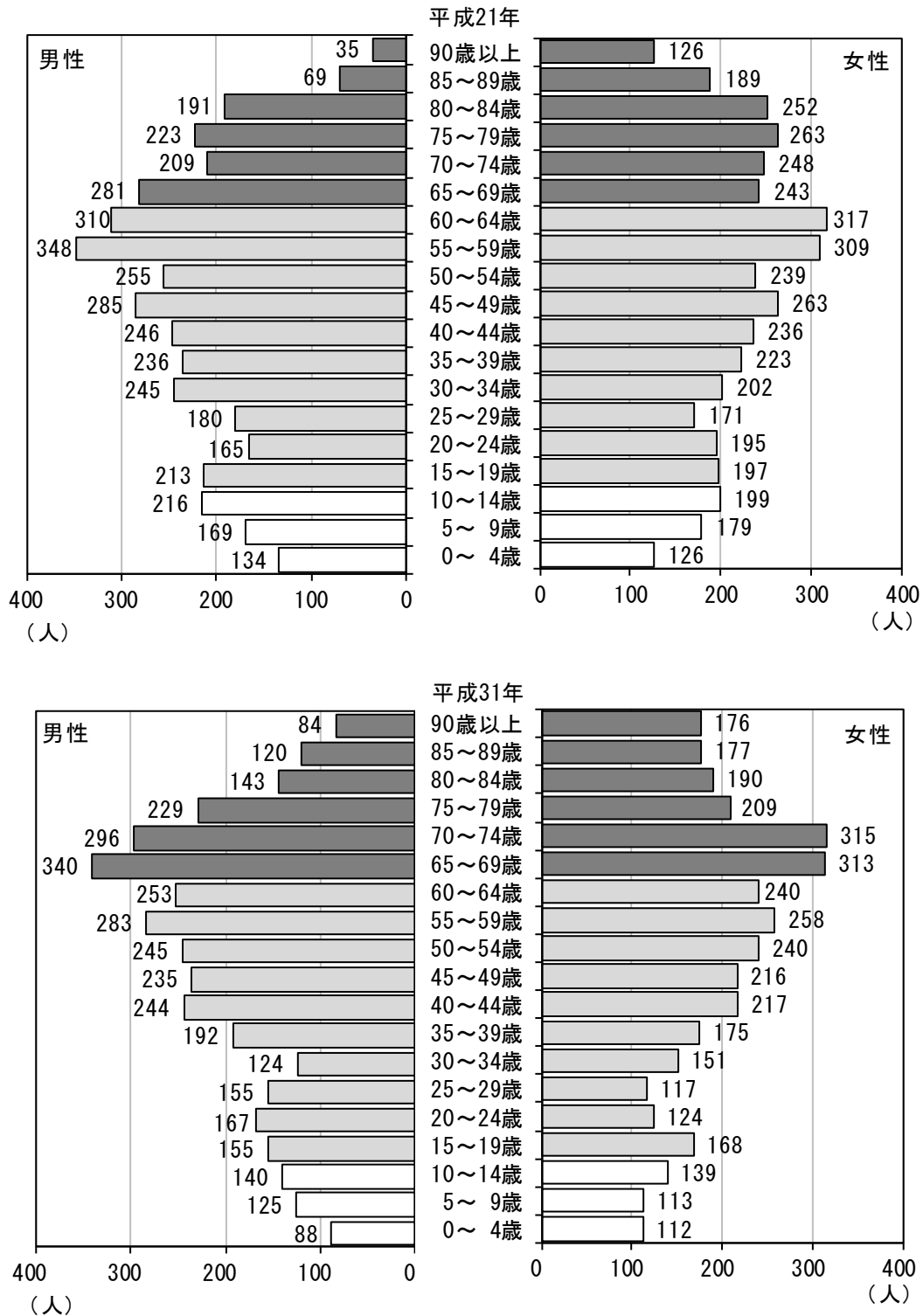
(単位：人、世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
総人口	8,712	8,609	8,237	7,707	7,265	7,203
男性	4,334	4,252	4,025	3,764	3,583	3,594
女性	4,378	4,357	4,212	3,943	3,682	3,609
世帯数	2,678	2,799	2,716	2,662	2,671	
一世帯あたりの人数	3.25	3.08	3.03	2.90	2.72	

資料：国勢調査（平成7年～平成27年、各年10月1日現在）※世帯数は一般世帯
住民基本台帳（令和元年9月30日現在）

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

過去10年間の人口構成の変化をみると、平成21年では、50歳代後半から60歳代前半がボリューム層であったことに対し、平成31年では、65歳以上の高齢者が大幅に増加し、ボリューム層の年代があがっていることがうかがえます。

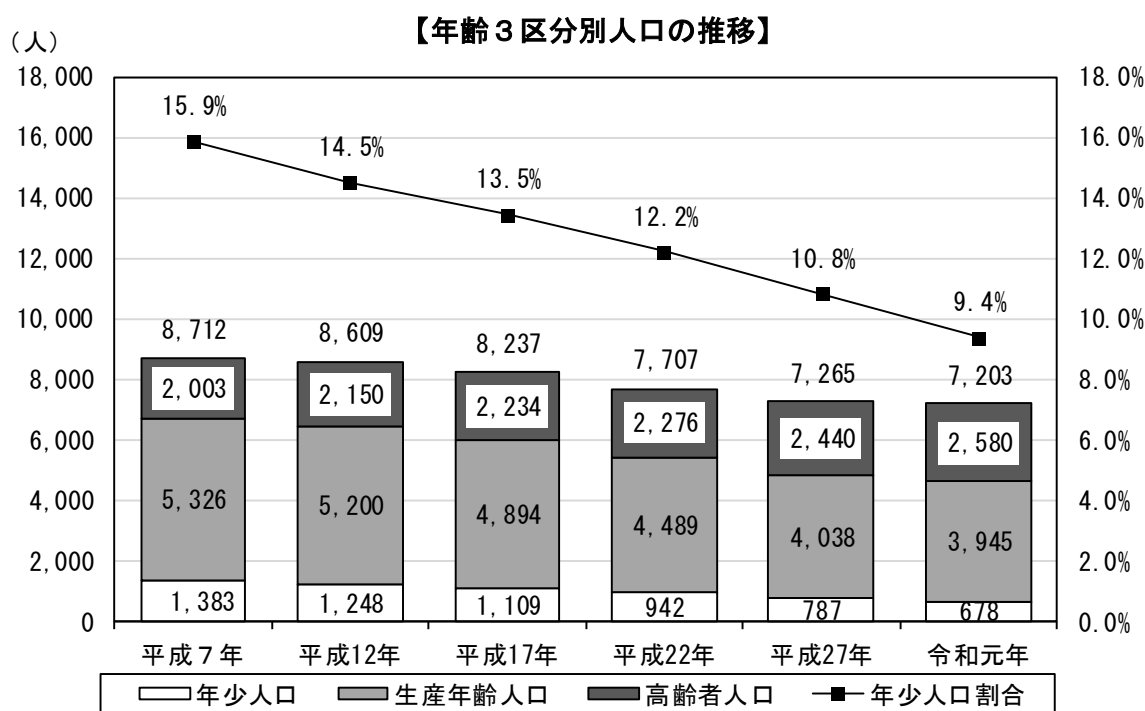


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

令和元年9月末の住民基本台帳によると、15歳未満の年少人口は678人、15～64歳の生産年齢人口は3,945人、65歳以上の高齢者人口は2,580人となっています。年少人口比率は9.4%である一方、高齢者人口比率は35.8%となっており、高齢者人口が年少人口の3.8倍となっている状況です。

年齢3区分の人口構成の推移をみると、令和元年の年少人口は平成7年の約5割にまで減少しているのに対し、高齢者人口については、約1.3倍に増加しており、少子高齢化が進んでいる状況です。



(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
総人口	8,712	8,609	8,237	7,707	7,265	7,203
年少人口	1,383	1,248	1,109	942	787	678
(15歳未満) 割合	15.9%	14.5%	13.5%	12.2%	10.8%	9.4%
生産年齢人口	5,326	5,200	4,894	4,489	4,038	3,945
(15～64歳) 割合	61.1%	60.5%	59.4%	58.2%	55.6%	54.7%
高齢者人口	2,003	2,150	2,234	2,276	2,440	2,580
(65歳以上) 割合	23.0%	25.0%	27.1%	29.5%	33.6%	35.8%

資料：国勢調査（平成7年～平成27年、各年10月1日現在）

住民基本台帳（令和元年9月30日現在）

※平成12年の「総人口」は、「年齢不詳」11人を含む。

(3) 人口動態の推移

平成27年から平成30年までの人口動態をみると、死亡は出生を上回る自然減が続いています。社会動態についても、転出が転入を上回る社会減となっており、人口減少が続いています。

【人口動態】

(単位：人)

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成27年	25	119	△94	215	261	△46	△140
平成28年	39	74	△35	225	245	△20	△55
平成29年	27	104	△77	257	269	△12	△89
平成30年	33	123	△90	251	296	△45	△135

※各年1～12月の年間増減数。毎月人口異動調査（長野県）

【合計特殊出生率（平成25年から平成29年の平均値）】

	合計特殊出生率
全国	1.43
長野	1.56
立科町	1.12

※町調べ

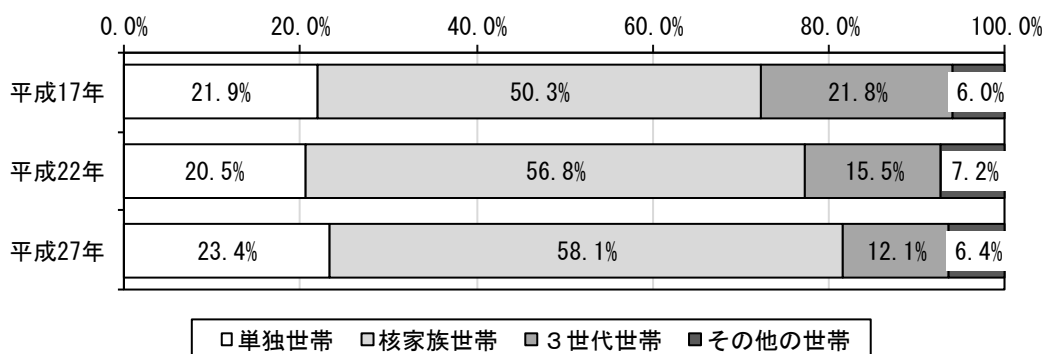
※合計特殊出生率は、女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと定め、それぞれの年齢の出生率を合計することで、一人の女性が一生に産む子どもの数を求めたもの。

(合計特殊出生率＝母の年齢別出生数÷年齢別女性人口の合計)

(4) 世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成27年の一般世帯数の合計は2,671世帯で、単独世帯が625世帯、核家族世帯が1,552世帯、3世代世帯が323世帯となっています。平成17年からの構成割合の推移をみると、3世代世帯が減少し、単独世帯と核家族世帯が増加しています。18歳未満の親族のいる世帯数は、平成27年では566世帯、一般世帯合計に占める割合は21.2%で減少傾向が続いています。

【世帯類型等の推移】

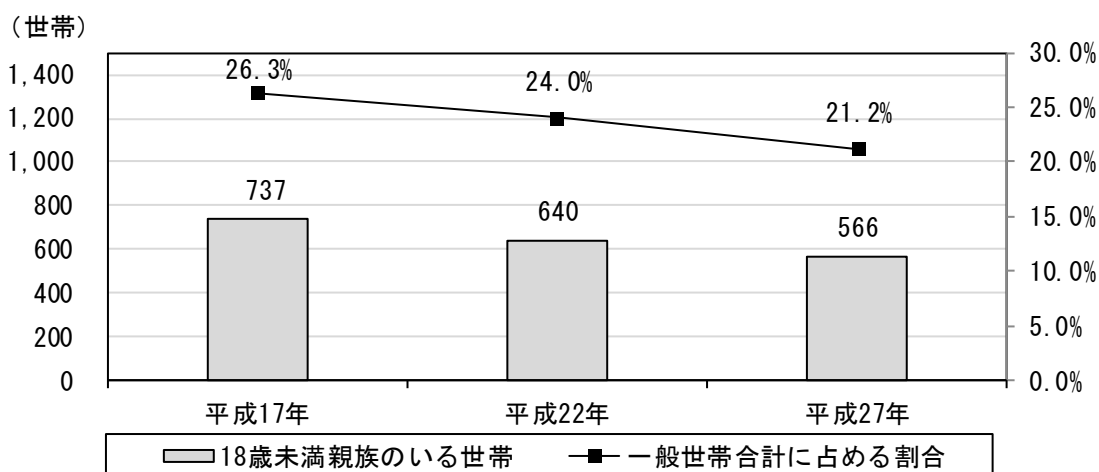


(単位：世帯)

	平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	545	20.1%	546	20.5%	625	23.4%
核家族世帯	1,467	54.0%	1,512	56.8%	1,552	58.1%
3世代世帯	522	19.2%	412	15.5%	323	12.1%
その他の世帯	182	6.7%	192	7.2%	171	6.4%
合計（一般世帯数）	2,716	100.0%	2,662	100.0%	2,671	100.0%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【18歳未満の親族のいる世帯数の推移】

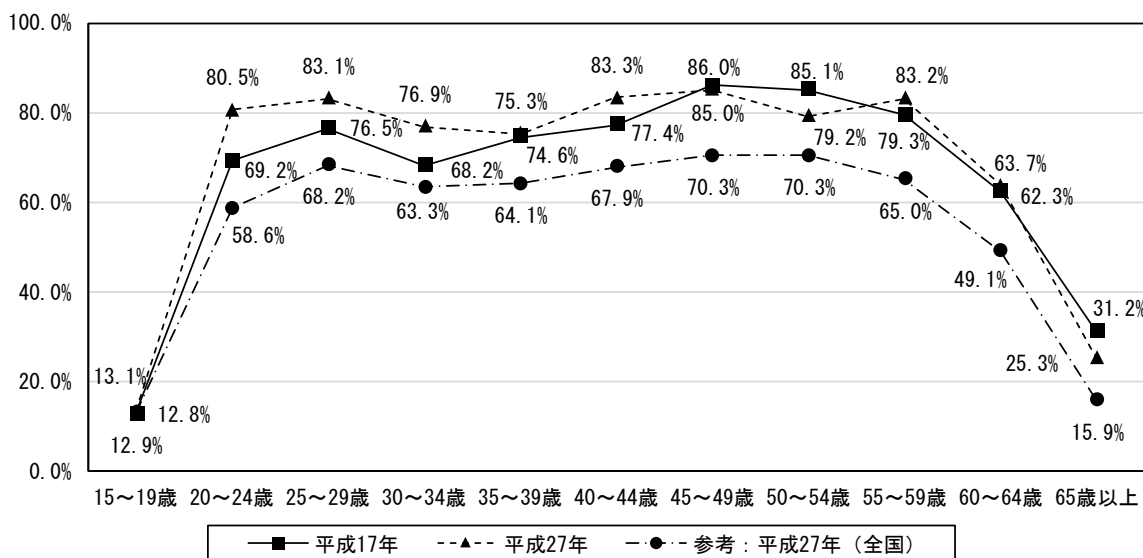


(5) 女性の就業状況

国勢調査によると、年齢別にみた女性の就業率の傾向は、平成17年と平成27年を比較すると、平成27年は出産・育児期にあたる20代後半から30代にかけて低くなるM字型曲線が緩やかになっており、出産後も仕事を続ける人が増えています。

また、平成27年について、全国と比較すると、いずれの年代も本町の方が女性の就業率が高くなっています。

【女性の就業者数の推移】



(単位：人)

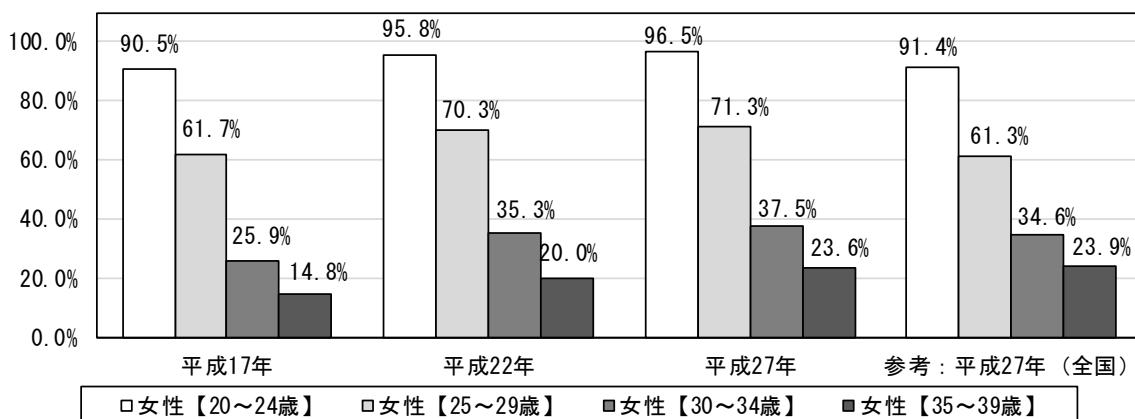
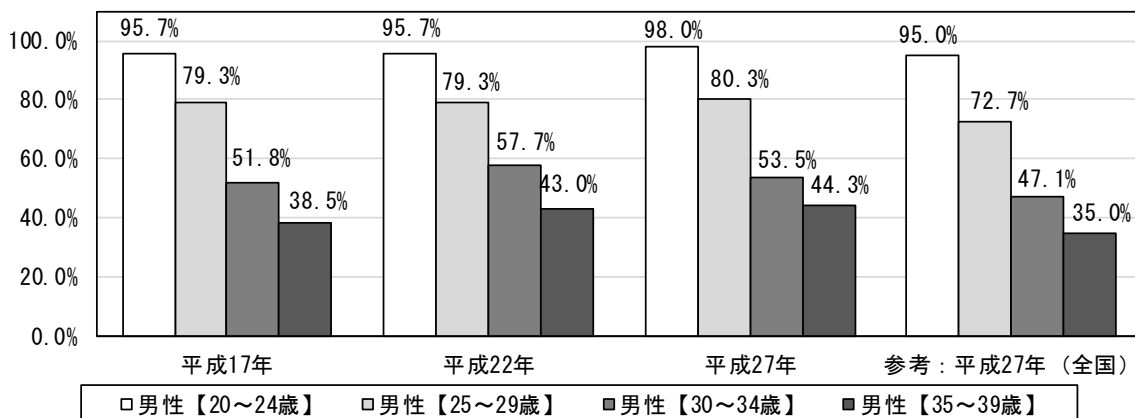
	平成17年			平成27年			平成27年(全国)
	就業者数	総数(労働力状態)	割合	就業者数	総数(労働力状態)	割合	割合
15～19歳	26	203	12.8%	21	160	13.1%	12.9%
20～24歳	117	169	69.2%	91	113	80.5%	58.6%
25～29歳	140	183	76.5%	113	136	83.1%	68.2%
30～34歳	150	220	68.2%	123	160	76.9%	63.3%
35～39歳	182	244	74.6%	131	174	75.3%	64.1%
40～44歳	181	234	77.4%	179	215	83.3%	67.9%
45～49歳	222	258	86.0%	199	234	85.0%	70.3%
50～54歳	234	275	85.1%	187	236	79.2%	70.3%
55～59歳	265	334	79.3%	208	250	83.2%	65.0%
60～64歳	154	247	62.3%	179	281	63.7%	49.1%
65歳以上	407	1,303	31.2%	338	1,334	25.3%	15.9%
合計	2,078	3,670	56.6%	1,769	3,293	53.7%	45.4%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 配偶関係の状況

国勢調査によると、平成27年の20歳代、30歳代の未婚率をみると、35～39歳の層で、男性の44.3%、女性の23.6%が未婚となっています。この割合は、男性は、平成17年の約1.2倍、女性は約1.6倍の未婚率であり、晩婚化・非婚化の傾向が続いていることがみてとれます。平成27年の全国値と比較すると、女性の35～39歳を除き、すべての年代で未婚率が全国平均を上回っています。

【未婚者数の推移】



(単位: 人)

性別	年齢区分	平成17年		平成22年		平成27年		参考: 平成27年 (全国) 未婚率
		未婚者数	未婚率	未婚者数	未婚率	未婚者数	未婚率	
男性	20～24歳	156	95.7%	110	95.7%	150	98.0%	95.0%
	25～29歳	165	79.3%	119	79.3%	98	80.3%	72.7%
	30～34歳	132	51.8%	109	57.7%	83	53.5%	47.1%
	35～39歳	99	38.5%	111	43.0%	86	44.3%	35.0%
女性	20～24歳	153	90.5%	113	95.8%	109	96.5%	91.4%
	25～29歳	113	61.7%	123	70.3%	97	71.3%	61.3%
	30～34歳	57	25.9%	61	35.3%	60	37.5%	34.6%
	35～39歳	36	14.8%	44	20.0%	41	23.6%	23.9%

資料: 国勢調査 (各年10月1日現在)

(7) 児童人口の推移

住民基本台帳によると、0～11歳の児童人口については、平成31年3月31日現在で539人でした。平成28年以降の推移をみると、年代によって差がありますが、全体的に減少傾向となっています。

【児童人口の推移】

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	26	45	26	36
1歳	50	28	47	30
2歳	45	50	30	48
3歳	48	45	50	36
4歳	42	49	43	50
5歳	47	43	50	45
6歳	56	46	44	50
7歳	47	57	45	43
8歳	51	47	56	43
9歳	59	53	50	57
10歳	58	59	52	49
11歳	66	58	61	52
12歳	61	64	57	60
13歳	69	60	62	56
14歳	68	70	59	62
15歳	71	66	66	60
16歳	72	69	67	67
17歳	78	74	71	65
18歳	71	69	68	65
0～2歳合計	121	123	103	114
3～5歳合計	137	137	143	131
6～8歳合計	154	150	145	136
9～11歳合計	183	170	163	158
0～11歳合計	595	580	554	539
0～18歳合計	1,085	1,052	1,004	974

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(8) 児童人口の将来推計

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～11歳の本町の児童人口は、令和2年には502人で、令和6年には459人と、5年間で43人の減少が見込まれます。

【計画年間の児童人口の推移（推計）】

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	35	32	30	30	30
1歳	26	38	35	33	33
2歳	32	28	41	38	36
3歳	36	32	28	41	38
4歳	49	36	32	28	41
5歳	38	49	36	32	28
6歳	48	39	51	37	33
7歳	50	47	38	50	36
8歳	38	50	47	38	50
9歳	46	38	50	47	38
10歳	53	46	38	50	47
11歳	51	52	45	37	49
12歳	51	50	51	44	36
13歳	54	51	50	51	44
14歳	50	54	51	50	51
15歳	56	48	52	49	48
16歳	72	57	49	53	50
17歳	58	72	57	49	53
18歳	68	56	69	55	47
0～2歳合計	93	98	106	101	99
3～5歳合計	123	117	96	101	107
6～8歳合計	136	136	136	125	119
9～11歳合計	150	136	133	134	134
0～11歳合計	502	487	471	461	459
0～18歳合計	911	875	850	812	788

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

※住民基本台帳の平成27年から令和元年まで、各年9月30日現在の人口を元にした推計値

※「コーホート変化率法」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

2 子育て環境の状況

(1) 施設の状況

保育所等の箇所数は現在1箇所、充足率は82.0%となっており、待機児童数はいません。

【町内の保育所及び幼稚園等の設置状況】

(単位：箇所・人・%)

	平成21年4月				平成26年4月				平成31年4月			
	箇所	定員	児童	充足率	箇所	定員	児童	充足率	箇所	定員	児童	充足率
保育所	3	205	156	76.1	1	200	165	82.5	1	200	164	82.0
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0
子育て支援センター	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—
ファミリー・サポート・センター	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—
児童館	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—

【町内の小学校・中学校の設置状況】

(単位：箇所・人)

	平成21年4月		平成26年4月		平成31年4月	
	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数
小学校 (児童数)	1	446	1	370	1	288
中学校 (生徒数)	1	245	1	205	1	164

※学校基本調査

【立科小学校 学年別児童数】

(単位：人)

	平成21年 4月	平成26年 4月	平成31年 4月
1年生	68	52	47
2年生	64	57	43
3年生	72	61	42
4年生	76	65	56
5年生	83	64	48
6年生	83	71	52
合計	446	370	288

※学校基本調査

【立科中学校 学年別生徒数】

(単位：人)

	平成21年 4月	平成26年 4月	平成31年 4月
1年生	72	64	57
2年生	91	69	50
3年生	82	72	57
合計	245	205	164

【町内保育所の利用状況】

(単位：人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成26年4月	対象児童数	38	49	42	50	54	48	281
	利用者	0	13	15	43	48	46	165
	利用率%	0.0	26.5	35.7	86.0	88.9	95.8	58.7
平成31年4月	対象児童数	36	27	48	36	53	45	242
	利用者	0	16	30	28	47	43	164
	利用率%	0.0	59.3	62.5	77.8	88.7	95.6	68.6

【子育て支援センター】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
409人	379人	390人	256人	313人	212人

【ファミリー・サポート・センター】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0回	0回	0回	0回	0回	0回

(2) 保育サービスの状況

保育時間と延長保育時間及び利用者数は以下のとおりです。休日保育は現在1箇所を実施しています。病児・病後児保育は下記のとおりです。

利用時間	
保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分
保育短時間	午前8時～午後4時
延長保育	午前7時30分～ 午後4時～午後7時

【休日保育・延長保育の利用状況】

	延利用人員	延利用時間
休日保育	0人	0人
延長保育	4228時間	2859.39時間

※平成30年度

【一時保育の利用状況】

延利用人員	291人
延利用時間	1799時間

※平成30年度

【病児・病後児保育の状況】

佐久地域定住自立圏の取組みでは、浅間総合病院・岸野保育園において、広域的に病児・病後児保育の体制を構築しています。また、保護者が上田市内に勤務している場合、上田市内の病児保育センターに預けることができます。

(3) 小学生の放課後児童クラブの状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児童数	66 人	64 人	46 人	46 人	52 人	47 人

(4) その他の子育て関連事業の利用状況

【赤ちゃん相談室】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者人数 (延べ)	186 人	204 人	201 人	121 人	178 人	150 人

【2歳児親子教室】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者人数 (延べ)	56 人	56 人	48 人	34 人	32 人	51 人

【不妊治療費助成事業】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者人数	5 人	4 人	3 人	5 人	7 人	3 人

【児童館実施事業 なかよし広場の内容】

ひろば名 (事業名)	事業 回数	事業内容	平均利用者 組数
たまご広場	12 回	親同士の子育てに関する話し合いや学びの場と、保健師、栄養師等による指導	3.0 組
ちびっこ広場	27 回	保育士による親子を対象とした諸行事	11.1 組
親子運動遊び	12 回	運動指導士による、子どもの発達段階に合わせた運動指導	9.0 組
人形劇	2 回	人形劇活動グループによる劇	155 人
子育て講話	6 回	子育てに関する講話・実技等	5.3 組
ママのリラックス広場	4 回	産前産後のほぐし体操・ヨガを取入れた強化運動	6.8 組
音あそび広場	4 回	四季を通じたうたで季節を感じる・音に合わせて運動	11.8 組

※平成 30 年

3 町民の子育て支援ニーズ

本計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。調査の概要と主なニーズ調査結果は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

○調査期間 : 令和元年6月

○調査方法

- ・未就学児童 : 調査票の配布・回収は、たてしな保育園により実施、
たてしな保育園利用者以外は、郵送により実施
- ・就学児童調査 : 調査票の配布・回収は、立科小学校により実施

○調査種別と回収結果

調査種別	配布数	回収数	回収率
未就学児童調査	186 票	150 票	80.6%
就学児童調査	219 票	168 票	76.7%

(2) 主なニーズ調査結果

- ・ 主な育児者は、「父母ともに」が 39.3%、「主に母親」が 57.3%であり、父親の育児参加がみられますが、母親が主となっている家庭が依然として多くみられます。

主な育児者（未就学児童調査）						
全体	父母ともに	主に母親	主に父親	主に祖父母	その他	無回答
150	59	86	1	1	-	3
100.0%	39.3%	57.3%	0.7%	0.7%	-	2.0%

- ・ 回答者の配偶関係について、「配偶者はいない」と回答したひとり親世帯は 6.0%となっています。

回答者の配偶関係（未就学児童調査）				
全体	配偶者がいる	配偶者はいない	その他	無回答
150	138	9	-	3
100.0%	92.0%	6.0%	-	2.0%

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

- 保護者の就労状況をみると、父親は 94.4%と、ほとんどがフルタイムで就労しています。母親は「パートタイム・アルバイト等」が 39.6%と多く、「フルタイム就労」が 33.6%となっています。

就労状況（未就学児童調査）								
	全 体	フルタイム就労	フルタイム就労だが産休・育休・介護休業中	パートタイム・アルバイト等	パートタイム・アルバイト等だが産休・育休・介護休業中	以前就労していたが、現在就労していない	就労したことがない	無回答
母親	149	50	8	59	1	30	1	-
	100.0%	33.6%	5.4%	39.6%	0.7%	20.1%	0.7%	-
父親	142	134	-	2	-	1	-	5
	100.0%	94.4%	-	1.4%	-	0.7%	-	3.5%

- 定期的な保育・教育の事業を利用している人は 74.7%で、うち、「幼稚園」は 3.6%、「認可保育所」は 87.5%と、ほとんどが「認可保育所」を利用しています。また、今後の利用意向については、「認可保育所」が 80.0%と多く、次いで「幼稚園」が 16.7%となっています。

保育・教育事業の利用状況（未就学児童調査）			
全 体	利用している	利用していない	無回答
150	112	38	-
100.0%	74.7%	25.3%	-

利用中の保育・教育事業（未就学児童調査）						
全 体	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	事業所内保育施設	その他	無回答
112	4	1	98	3	3	4
100.0%	3.6%	0.9%	87.5%	2.7%	2.7%	3.6%

※認定こども園、家庭的保育、自治体の認証・認定保育施設、その他の認可外の保育施設、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センターは無回答のため、欄から削除。

- 地域子育て支援事業の今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」人は 33.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」人は 12.7%となっています。

地域子育て支援事業の今後の利用意向（未就学児童調査）				
全 体	利用していないが、今後利用したい	すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	無回答
150	50	19	64	17
100.0%	33.3%	12.7%	42.7%	11.3%

- ・ 各種事業メニューの認知・利用状況と今後の利用意向については以下のとおりです。

未就学児童調査	認知度	利用意向	利用状況
赤ちゃん相談室、パパママ教室	50.7%	2.7%	57.3%
子育て相談	52.0%	6.7%	27.3%
保育園巡回相談	49.3%	6.7%	12.7%
教育相談	42.7%	8.0%	2.0%
子育ての相談窓口	43.3%	6.7%	3.3%

- ・ 病児・病後児保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とする人は34.2%、一方「利用したいとは思わない」人は63.2%となっています。

病児・病後児保育施設の利用意向（未就学児童調査）			
全 体	できれば病児・病後児 保育施設等を利用した い	利用したいとは思わな い	無回答
76	26	48	2
100.0%	34.2%	63.2%	2.6%

- ・ 不定期の教育・保育事業の利用意向については、「利用する必要はない」とする人は38.7%、一方「利用したい」人は23.3%となっています。

病児・病後児保育施設の利用意向（未就学児童調査）			
全 体	利用したい	利用する必要はない	無回答
150	35	58	57
100.0%	23.3%	38.7%	38.0%

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

- ・ 未就学児童調査の5歳以上の子どもがいる保護者が、小学校低学年時の放課後に過ごさせたい場所をみると、「児童館」、「自宅」、「習い事」の順に多くなっています。また、小学校高学年時の放課後に過ごさせたい場所としては、「自宅」、「児童館」、「習い事」の順に多くなっています。

未就学児童調査	小学校低学年時						
	放課後の過ごし方	日数					
		週1日	週2日	週3日	週4日	週5日以上	無回答
自宅	10 30.3%	1 10.0%	3 30.0%	1 10.0%	1 10.0%	2 20.0%	2 20.0%
祖父母宅や友人・知人宅	6 18.2%	- -	2 33.3%	2 33.3%	- -	1 16.7%	1 16.7%
習い事	8 24.2%	4 50.0%	3 37.5%	1 12.5%	- -	- -	- -
児童館	19 57.6%	3 15.8%	3 15.8%	3 15.8%	1 5.3%	8 42.1%	1 5.3%
放課後子ども教室	7 21.2%	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	- -	1 14.3%	1 14.3%
放課後児童クラブ	7 21.2%	- -	- -	1 14.3%	- -	6 85.7%	- -
ファミリー・サポート・センター	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他	1 3.0%	1 100.0%	- -	- -	- -	- -	- -
無回答	3 9.1%						

未就学児童調査	小学校高学年時						
	放課後の過ごし方	日数					
		週1日	週2日	週3日	週4日	週5日以上	無回答
自宅	16 48.5%	3 18.8%	3 18.8%	4 25.0%	- -	3 18.8%	3 18.8%
祖父母宅や友人・知人宅	5 15.2%	- -	2 40.0%	1 20.0%	- -	1 20.0%	1 20.0%
習い事	13 39.4%	4 30.8%	7 53.8%	2 15.4%	- -	- -	- -
児童館	15 45.5%	1 6.7%	5 33.3%	2 13.3%	1 6.7%	5 33.3%	1 6.7%
放課後子ども教室	3 9.1%	2 66.7	- -	- -	- -	- -	1 33.3%
放課後児童クラブ	8 24.2%	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%
ファミリー・サポート・センター	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
無回答	3 9.1%						

- ・ 就学児童調査における、放課後の過ごし方についてみると、「自宅」、「習い事」、「児童館」の順に多くなっています。

就学児童調査	放課後の過ごし方	日数					無回答
		週1日	週2日	週3日	週4日	週5日以上	
自宅	124	10	28	17	14	51	4
	73.8%	8.1%	22.6%	13.7%	11.3%	41.1%	3.2%
祖父母宅や友人・知人宅	36	15	10	5	1	4	1
	21.4%	41.7%	27.8%	13.9%	2.8%	11.1%	2.8%
習い事	76	32	31	9	4	-	-
	45.2%	42.1%	40.8%	11.8%	5.3%	-	-
児童館	75	20	15	13	9	17	1
	44.6%	26.7%	20.0%	17.3%	12.0%	22.7%	1.3%
放課後子ども教室	20	19	-	1	-	-	-
	11.9%	95.0%	-	5.0	-	-	-
放課後児童クラブ	17	4	2	4	2	4	1
	10.1%	23.5%	11.8%	23.5%	11.8%	23.5%	5.9%
ファミリー・サポート・センター	2	1	-	1	-	-	-
	1.2%	50.0%	-	50.0%	-	-	-
その他	8	4	2	-	1	1	-
	4.8%	50.0%	25.0%	-	12.5%	12.5%	-
無回答	2	/	/	/	/	/	/
	1.2%	/	/	/	/	/	/

- ・ 子育てに必要な対策・支援については、未就学児童調査では、「医療体制の整備」が 57.3%と多く、次いで「犯罪、事故の防止対策」が 47.3%、「児童館・子育て支援センターなどの充実」が 40.0%となっています。また、就学児童調査では、「犯罪、事故の防止対策」が 58.9%と多く、次いで、「医療体制の整備」が 48.8%、「教育環境の整備」が 41.7%となっており、どちらの調査においても、特に医療体制の整備や犯罪、事故の防止対策に対してニーズが大きいことがうかがえます。

子育てに必要な対策、支援（未就学児童調査）					
全 体	児童館・子育て支援センターなどの充実	医療体制の整備	子育ての相談・情報交換等ができる場所づくり	保育園環境の整備	教育環境の整備
150	60	86	13	21	7
100.0%	40.0%	57.3%	8.7%	14.0%	4.7%
多子世帯の住宅優先入居など住宅環境の整備	企業に対する職場環境改善の働きかけ	犯罪、事故の防止対策	保護が必要な児童・ひとり親家庭などへの支援	その他	無回答
8	53	71	15	9	19
5.3%	35.3%	47.3%	10.0%	6.0%	12.7%

希望する子育て支援策（就学児童調査）					
全 体	児童館・子育て支援センターなどの充実	医療体制の整備	子育ての相談・情報交換ができる場所づくり	教育環境の整備	多子世帯の住宅優先入居など住宅環境の整備
168	47	82	21	70	8
100.0%	28.0%	48.8%	12.5%	41.7%	4.8%
企業に対する職場環境改善の働きかけ	犯罪、事故の防止対策	保護が必要な児童・ひとり親家庭などへの支援	その他	無回答	
55	99	25	7	12	
32.7%	58.9%	14.9%	4.2%	7.1%	

（3）課題のまとめと今後に向けて

① 教育・保育の利用意向への対応

平日に定期的に利用したい事業としては、「認可保育所」が特に多く、次いで「幼稚園」、「小規模な保育施設」、「認定こども園」、「ファミリー・サポート・センター」の順に利用意向が高くなっています。保護者の希望に添った教育・保育事業の提供を行っていく必要があります。今後も、保育所の保育士の拡充を図る等、保護者の希望に添いながら、教育・保育環境の整備を推進していきます。

② 小学生の放課後の過ごし方の質の向上

小学生の放課後の過ごし方は、「児童館」が4割台、「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」がともに1割程度となっています。子どもたちが安全な場所で豊かな放課後の時間を過ごせるよう、「児童館」、「放課後児童クラブ」における質の向上や、地域と密着した居場所づくりを進めていきます。

③ 保護者の就労状況への配慮

共働き世帯は7割近くとなっています。共働き世帯の増加や就業形態の多様化は今後も続くと予想されることから、保護者の就労状況により一層配慮した事業の展開が必要です。引き続き、保護者が仕事と家庭を両立させ、子どもたちが健やかに成長することができるよう、子育て世帯の多様なニーズに対応したサービス提供と内容の充実に取り組んでいきます。

④ 子育て支援事業の利用者増加

子育て支援事業の認知度は4割から5割程度となっています。利用状況と比較すると、認知度は高くともあまり利用されていない事業もあり、利用に結びついていない事業については、今後の利用者増加を目指していく必要があります。保護者への周知方法や支援事業の実施内容を検討し、利用者増加を進めていきます。

⑤ **子育てに必要な対策、支援**

子育てに必要な対策、支援については、医療体制の整備や犯罪、事故の防止対策に対してニーズが大きいことから、特にこれらについてさらなる取組や内容の充実が必要です。子どもたちが安心してのびのびと成長していけるよう、子育て世帯のニーズや社会状況に対応した各種施策の展開、子育て支援環境の整備を進めていきます。

⑥ **地域全体での子育ての推進**

子育てに関する悩みは、子どもの発育・発達から、学習面、子どもの友人関係、経済的な負担まで様々なものがあります。

子育て世帯の中には悩みを相談できず、子育てに不安やストレスを感じている保護者もおり、また、近年は核家族化の進行や、近所付き合いに対する個人の意識の変化などから、地域が有する子育て力や見守り力が従来よりも薄まっていると想定されるため、子育てに悩むこうした保護者の負担を軽減し、地域が本来有している子育て力を生かすべく、子育てをしている保護者がお互いに交流できる場の提供や情報の周知等の取組が必要になっています。

地域全体で子育てを支援する体制づくりを進め、子育て支援の充実を図っていきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

核家族化、少子化の進行、母親の就業増加など社会構造の変化を受け、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。少子化対策の基本理念を踏まえ「子育ての第一義的責任は家庭」としながらも、地域全体で、子どもの育ちと子育て家庭を支援していくことが必要とされています。

立科町では、子どもの幸せを第一とする考えのもと、緑に囲まれた豊かな自然を背景に、行政と地域及び社会全体が、子ども・子育て支援施策を進めていく中で、子どもたちが郷土を愛し、主体性を持ちながらのびのびと育っていけるような環境づくりに努めます。

家庭や地域の人びとの温かいまなざしと支えの中で、こころ豊かに健やかに育った子どもたちが、やがて社会を発展させる大きな原動力となり、世代を越えたすべての住民を結び、未来に輝くまちづくりを目指します。

また、以下の3つの視点を踏まえて施策・事業の展開を図っていきます。

子どもの幸せを第一とする視点	「子どもの権利条約」における「子どもの成長及び福祉のための必要な保護及び援助が与えられるべきである」という考え方や、「児童憲章」における「児童は、人として尊ばれる、社会の一員として重んぜられる、よい環境の中で育てられる」という理念を踏まえ、子どもの最善の利益を第一に考えて、子育て環境の整備に取り組めます。
家庭における子育ての視点	子育て家庭の視点に立ち、仕事と家庭の両立支援やサービス利用者のニーズに即した取組を進めていきます。
地域全体で子育てを支えるという視点	子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政をはじめ、学校、職場、関係団体など地域全体が子育てを支援するという視点に立ち、子育てが多くの人々の愛情によって支えられていると実感できる取組を進めていきます。



立科町の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」

2 基本理念

第一期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承していくこととします。



子どもの最善の利益を考慮し、
子どもを産み、育てたい保護者が適切・効果的なサービスを楽しみ、
子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくり

3 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を下記の通り設定します。

目標1 保護者への支援体制の整備

立科町においては、これまで保育所における保育サービスや児童館による支援事業を中心に取組んできました。また、子育て支援センター事業など地域住民の協力による子育て支援サービスも定着しつつあります。

しかし、核家族化や共働き家庭の増加に伴い、子育てに対する不安や負担感が強まり、男女が協力して子育てをしていく意識や社会的支援の仕組みは十分とはいえません。同時に子育てを支える地域社会の結びつきも希薄になり、孤立している家庭が増えることも懸念されます。

今後は、子育て家庭全体を対象とする施策を推進していく必要があります。

- (1) 家庭や地域における子育てサービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援ネットワークづくり
- (4) 放課後を含む子どもの居場所づくり
- (5) 経済的な負担の軽減

目標2 親と子の健やかな成長発達のための対策

母子を取り巻く環境は、核家族化、地域のつながりの希薄化、生活様式の多様化などにより複雑になっています。特に地域からの孤立や育児不安、社会的な問題となっている虐待等、親と子のこころの問題は母子保健にとって大きな課題です。また、親や周囲の大人の影響を受け、乳幼児からの生活スタイルの変化や食生活の乱れから、子どもの生活習慣病の増加が心配されます。

増加している低出生体重児や発達障がい児、心身障がい児等については、育児環境の整備と同時に個々に応じたきめ細やかな支援が必要とされています。

思春期では、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、性に関する情報の氾濫、性感染症の低年齢化など、性を含めた様々な問題が発生しています。

母子保健は、生涯を通じた健康づくりの出発点となります。親子がともに安心して健やかに成長していけるよう、次代の親となる子どもたちの健全育成をはじめ、育児不安の解消、望ましい生活習慣の形成など、地域ぐるみで子育てを支援していく体制づくりが必要です。

- (1) 子どもや母親の健康のための支援
- (2) 障がいの早期発見と発達支援
- (3) 食を通じた子どもの健全育成の推進
- (4) 思春期保健対策
- (5) 医療体制の整備

目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

学校教育の基本的な役割としては、将来の町を担う子どもたちに「確かな学力」の定着、そして、「豊かな心」と「健やかな身体」を育むとともに、一人ひとりの能力と適性を重視した心を育む教育が望まれています。

また、かつての地縁に基づく地域社会が変容し、地域のコミュニケーションの希薄化が指摘されている今日、明るい家庭、地域住民や保護者がより力を合わせていくことが求められています。さらに、子どもの発達段階に応じた学習機会の提供とその充実のため、保育園、小学校、中学校の連携強化、ならびに家庭教育への助言指導の取組を行います。学校、家庭がお互いの役割を明確にし、相互に連携を図りながら子どもたちを育成していく地域社会づくりの広まりが必要です。

- (1) 次世代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力を育む立科教育の推進
- (3) 地域と学校の連携
- (4) 有害環境対策の推進

目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して産み育てるためには、住環境の整備・道路整備による安全の確保、防犯対策の充実など生活しやすい環境を整え、子育て世代が安心して子育てができるまちづくりの実現が必要です。

- (1) 良好な住環境の確保
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) 安心・安全のまちづくり

目標5 仕事と家庭の両立

共働き世帯の増加する中で、育児を担っているのはほとんどが女性です。仕事と家庭との両立が困難などの理由で、女性が仕事を中断せざるを得ません。また、男性も長時間労働や活動の重点が職場であることが多いため、仕事と家庭の両立が難しいのが現状です。

このような中で、仕事と育児・家庭を両立させていくためには、両親がともに協力し支えあう自覚と責任をもつ必要があります。さらに、育児をする者の就業環境の整備、保育サービスの充実など、家庭・地域・行政・企業が連携を図りながら、子育て支援のための環境整備に積極的に取り組むことが重要です。

- (1) 企業に対する子育て支援の啓発
- (2) 仕事と子育ての両立の支援

目標6 児童等の安全の確保

近年、子どもを対象とした犯罪が増加しています。当町においても不審者による声かけ事案の発生など、子どもたちを取り巻く環境は依然好転していない状況です。

乳幼児、児童生徒の安全を確保するためには、保護者をはじめ、地域社会、学校、警察、行政機関が連携し安全管理を徹底するとともに、啓発活動を強化し安全教育の推進を図ることが必要です。

- (1) 子どもの事故防止への取組
- (2) 交通安全の確保
- (3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
- (4) 被害にあった子どもの保護の推進

目標7 支援を必要とする子ども・家庭への支援

18歳未満のすべての子どもに対し、人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目的として、平成元年の国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。子ども・子育て支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。

また、離婚などによるひとり親世帯の増加、近年にない厳しい経済情勢を背景にした家庭環境の悪化などにより、支援を必要とする子どもが増えています。また、発達の遅れ等を含めた子育ての困難さを抱える家庭も増加しています。

子どもの健やかな成長と、保護者の子育てへの支援を図るためには、関係機関を含めた地域全体で子どもを育てる支援体制の構築が必要です。

- (1) 子どもの権利保護の推進
- (2) 児童虐待防止策の充実
- (3) ひとり親家庭等への支援の推進
- (4) 心身に障がいのある児童施策の充実

4 施策の体系

基本理念

子どもの最善の利益を考慮し、子どもを産み、育てたい保護者が適切・効果的なサービスを受け、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくり

第4章 施策の展開	
基本目標1 保護者への支援体制の整備	(1) 家庭や地域における子育てサービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援ネットワークづくり (4) 放課後を含む子どもの居場所づくり (5) 経済的な負担の軽減
基本目標2 親と子の健やかな成長発達のための対策	(1) 子どもや母親の健康のための支援 (2) 障がいの早期発見と発達支援 (3) 食を通じた子どもの健全育成の推進 (4) 思春期保健対策 (5) 医療体制の整備
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次世代の親の育成 (2) 子どもの生きる力を育む立科教育の推進 (3) 地域と学校の連携 (4) 有害環境対策の推進
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良好な住環境の確保 (2) 安心して外出できる環境の整備 (3) 安心・安全のまちづくり
基本目標5 仕事と家庭の両立	(1) 企業に対する子育て支援の啓発 (2) 仕事と子育ての両立の支援
基本目標6 児童等の安全の確保	(1) 子どもの事故防止への取組 (2) 交通安全の確保 (3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進 (4) 被害にあった子どもの保護の推進
基本目標7 支援を必要とする子ども・家庭への支援	(1) 子どもの権利保護の推進 (2) 児童虐待防止対策の充実 (3) ひとり親家庭等への支援の推進 (4) 心身に障がいのある児童施策の充実

第4章 施策の展開

1 保護者への支援体制の整備

(1) 家庭や地域における子育てサービスの充実

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
ファミリーサポート事業	生後6か月～小学生以下	<p>育児の援助を「受けたい人」「行いたい人」からなる相互援助活動事業で登録会員同士による家庭での保育サービスとして利用されています。</p> <p>一時預かり事業の利用を進めている。今後も積極的な広報と、会員同士の研修会、交流会などの開催により、事業の周知と安心して子どもを預けられる体制の整備に努めます。</p> <p>1歳未満児保育の充足は検討中。</p>	教育委員会	見直し推進
子育て支援センター	未就学児とその保護者	<p>児童館休館日の日曜に開館し、世代を超えた交流の場として子育ての応援をしています。</p> <p>運営体制などを検討し、利用しやすい体制整備が必要です。事業を周知する方法を改善し利用者の増加を図ります。成果を精査し、実施自体についても検討します。</p>	教育委員会	見直し推進
保育ボランティア事業	保育園児童	<p>地域の方によるボランティア活動事業として開始されました。参加者が少ない現状です。</p> <p>世代間交流が子どもの成長の糧になります。より良い保育環境の提供のため、地域、保護者への一層の周知に努めます。</p>	保育園	充実推進
相談体制の整備	保護者児童	<p>相談窓口として、保健師、保育園、児童館等があります。</p> <p>保育園・児童館において、乳幼児から就学児に至るまで、子育てにおける悩みへの対応や問題発見のために、相談員等が保護者からの相談を受け付けることのできる体制を充実させます。</p> <p>育児に関する情報の集約や調整を行う部署を明確にし、相談窓口の連携、育児に関する総合ガイドの作成、インターネットを活用して積極的な情報提供を行います。</p>	教育委員会 町民課	充実推進

(2) 保育サービスの充実

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
保育事業	保育園 児童	<p>保護者の就労・疾病等により保育を必要とする児童を家庭にかわって保育します。入所する子どもの最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図るよう幼児教育と養護が一体的に行うことを特性とした、保育所運営をしていきます。また、保護者と連携を密に信頼関係を築いて、共に子育てに取り組みます。</p> <p>子どもが参加する外部イベントが多くなっており、園児の負担軽減を考え、精査していくことも必要と考えています。</p>	保育園	継続実施
延長保育事業	保育園 児童	<p>保護者の就労、家庭の事情等による保育ニーズに対応できるよう、保育(標準時間・短時間)の時間を超えて延長保育を実施します。</p> <p>未満児の利用も増加傾向にあります。今後も受入体制の充実などにより、利用者の一層の利便を図ります。</p>	保育園	継続実施
休日保育事業	保育園 児童	<p>働き方の多様化に伴い、共働き家庭など家庭で保育できない児童を日曜日、保育園で預かります。</p> <p>祝日も検討し、利用者の一層の利便を図ります。</p>	保育園	充実推進
一時預かり事業	11 か月 児～ 未就園 児童	<p>パートや就労活動、急な用事、病気などのやむを得ない事情に対応するため、11 か月児以上の未就園児童を対象に実施しています。利用者の利便を図りつつ、子育て相談にも対応できる体制が望ましいと考えます。</p>	保育園	継続実施
病児・病後児保育事業	1 歳～ 就学前 児童	<p>佐久地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、佐久市で実施している病児・病後児保育が立科町に住所があれば利用できます。佐久定住自立圏事業として、引き続き実施します。</p> <p>PR不足の課題に努めます。</p> <p>(保護者が上田市内に勤務している場合、上田市内の病児保育センターに預けることができます。4月に上田市担当窓口への事前申請が必要となります)</p>	保育園	継続実施
障がい児保育事業	保育園 児童	<p>本人や保護者の希望に沿いながら障害がある子とない子が、共に保育を受けられるよう、加配保育士を配置し環境を整備し、健やかに育つことができるよう努めます。</p> <p>受け入れ後の就学まで見通した相談支援の体制づくり、園内の保育検討など職場内研修の体制構築も重要と考えています。</p>	保育園	継続実施
保育環境の向上	保育園 児童	<p>保育者に求められる専門性や保育の質の向上への取り組みとして、全職員が研修し、学びあうことに積極的に取り組むを積み重ねます。保護者が安心して預けられる体制づくり、サービスに努めます。</p>	保育園	見直し推進

第4章 施策の展開

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
保育所の環境整備	保育園 児童	安全快適に生活できるように保育者や子どもなどの人的環境、施設内外・遊具等の物的環境を整え、自然や地域資源、社会的事象を活用しながら、子供の生活が豊かになるよう環境の工夫に努めます。	保育園	充実推進

（3）子育て支援ネットワークづくり

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
子育て支援事業なかよし広場 (ちびっこ広場、たまご広場、親子運動あそび、子育て講話、ママのリラックス広場、人形劇、音あそび広場)	未就園 児童	ちびっこ広場の他に6つの事業に分かれ、専門的知識を持つ指導者による育児アドバイス、手遊び、季節行事、誕生会など、様々な催しを行ったり、子どもの遊びや運動など親子のふれあう場を提供したりします。 年間約70回の開催実績があり、利用乳幼児の年齢構成に応じた工夫により内容は充実しています。また、保護者の評価による事業内容の見直しも行っています。親子が安全快適な環境で、安心して楽しく過ごせるよう、友だち作りの場となるよう、環境・遊具の点検を行い、改善を図っています。 平日利用者が減少。児童館がどのような位置づけで事業展開していくのか検討調整が必要と考えています。	児童館	見直し推進

（4）放課後を含む子どもの居場所づくり

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
放課後児童クラブ	小学生	小学校に就学している留守家庭児童を対象に、放課後19時まで、安心かつ充実した生活の場となるように、生活リズムを整える環境設定と見守りを行いながら放課後児童クラブを実施しています。 保護者と共に運営していく視点から、保護者同士や運営者との対話の場を設け、運営の細部についての検討に努めます	児童館	継続実施

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
放課後子ども教室	小学生	放課後の子どもたちの居場所づくりとして、放課後及び土曜日、夏休みを利用した13種の教室を年間約130回開催しています。地域住民の方が講師として子どもたちが自主的に取り組める体験教室の開催や、違う世代の人との交流ができる場の提供をします。また、小学校の空き教室を使って、週1回学習、スポーツ教室を登録制で行います。 例年1,600人以上の児童が参加しています。各教室の講師が高齢となり人材確保が課題となっています。	児童館	継続実施
下校来館及び長期休校日児童受け入れ	小学生	小学校に就学している児童を対象に、学校から直接来館し遊べる場を提供しています。また、長期休校日に安全かつ安心して過ごせる生活の場を希望児童に提供しています。 平日、低学年の利用ニーズがほぼ半数と高いので、今後も安心して利用できる場、人間関係を作る力を高める場となるよう努めていきます。	児童館	継続実施

（5）経済的な負担の軽減

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
多子世帯保育料等軽減事業	保護者	保育園、町外幼稚園に入所している世帯、第2子目以降の保育料及び副食費の軽減を行っています。	教育委員会	継続実施
チャイルドシート購入費補助金	乳幼児保護者	チャイルドシート着用の推進を図り、乳幼児の安全を守るため、チャイルドシートを購入された方に対し、補助金を交付します。	町民課	継続実施
福祉医療制度	妊産婦 18歳未満	福祉医療費給付金を支給し、医療費負担軽減と福祉の増進を図ります。県事業だけでなく、妊産婦や高校卒業まで対象者を拡大し、安心して子育てができる環境を充実させます。	町民課	継続実施
不妊治療費助成事業	該当者	不妊治療を受けている夫婦に対して、治療に要した費用の一部を助成します。	町民課	継続実施

2 親と子の健やかな成長発達のための対策

(1) 子どもや母親の健康のための支援

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
健康診査	妊婦 乳幼児	妊婦 14 回、産婦 2 回、乳児（1 か月、4・5 か月、10・11 か月、1 歳 6 か月、3 歳）の健康診査に加えて、保健指導、相談を行います。 妊娠期からの切れ目のない保健対策を実施することにより、地域で母子が安心して生活できる地域づくりに努めます	町民課	継続実施
産後ケア	産婦 乳児	出産後 3 か月までの支援が必要な産婦と乳児が助産所等に宿泊し育児のサポートを受ける事業です。	町民課	継続実施
相談保健指導	妊婦 乳幼児	妊娠、出産、育児等の不安を解消するため、成長発達の機会をとらえ相談指導事業を実施します。（パパママ教室、赤ちゃん相談室、すくすく相談、2 歳児親子教室、子育て相談） 妊娠期からの切れ目のない保健対策を実施することにより地域で母子が安心して生活できる地域づくりに努めます。	町民課	継続実施
民生児童委員地域支援	乳児 保護者	乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の養育環境の把握及び子育ての見守りをします。	町民課	継続実施
養育支援訪問事業	養育支援を必要とする家庭	特定妊婦や養育支援が必要な家庭には保健師等が訪問をし、指導助言を実施します。 適切な支援を図るため、地域における支援の充実を図ります。	町民課	充実推進
要保護児童対策地域協議会	要保護児童	年 4 回の要保護児童対策協議会実務者会議の開催によって情報共有を図っています。個別会議は平成 30 年度で年 4 回開催しました。 児童虐待は早期の対応が必要となるため、関係機関が情報共有や連携強化を行い、また、適切な支援を図るため協議会を開催し、地域における支援の充実を図ります。	町民課	継続実施

(2) 障がいの早期発見と発達支援

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
発達相談	幼児 児童 保護者	成長発達の確認や発達特性に応じた子育て方法等を検討し、不安や育てにくさ等への相談に応じます。継続的な支援の必要性がある場合には、保護者、学校、教育委員会と連携し、継続的な支援を図ります。 就学相談と連携した体制の構築が必須となっています。就学に向けたガイダンスや教育支援委員会での情報共有のあり方についての検討を進めます。	町民課	見直し 推進
教育支援委員会	発達に障がいのある 保育園 児童、 小学生 中学生 保護者	立科町就学相談委員会を設置し、保護者の理解と協力を得、適切な就学を図っています。 児童、生徒の最適な成長発達のため専門機関等と連携し適切な支援を細やかに進めていきます。	教育委員会	継続実施

(3) 食を通じた子どもの健全育成の推進

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
保育園食育指導	保育園 児童	健康な生活の基本となる「食を営む力」を育むために、園で作成した食育計画をもとに管理栄養士の食育指導、また年齢・発達段階に応じた配慮を保護者と連携を取りながら実施しています。未満児給食は個々の発達に応じた調理形態を、アレルギー児に対しては、一人ひとりの子どもの状態に応じた調理方法と食事内容で、柔軟に対応しています。 保護者の食に対する意識向上に努めます。	町民課 保育園	継続実施
給食地域食材の活用	保育園 児童、 小学生 中学生	食の安全に配慮し、学校、保育園の給食において地元食材の活用に取り組んでいます。地元食材の日を設け小学校、中学校、保育園で統一献立を実施しています。 給食に使用する米は100%立科産を使用しています。 安心安全な地域食材の更なる活用を図ります。	保育園 小学校 中学校	継続実施
食育サロン	保護者	食に関する相談を気軽に話せる交流の場を設け、併せて食育に関する情報発信を行っていきます。	町民課	充実推進

第4章 施策の展開

(4) 思春期保健対策

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
専門家による相談支援	中学生 高校生	保健関係者、学校関係者、保護者が連携を深め、現実に即した教育や相談事業を展開しています。 思春期における諸問題、若年者の自殺対策について、関係機関が連携し個別の相談支援に努めます。	町民課 教育委員会	継続実施

(5) 医療体制の整備

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
医療機関との連携	児童 妊婦	産科小児科対策について、広域での連携により実施しています。また、家庭における応急処置等の対処法の啓発普及を図り、家庭看護力の向上と適正受診を推進します。 更なる産科・小児科医療対策には佐久広域を含めた隣接市町村との連携強化を進めます。	町民課	継続実施

3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次世代の親の育成

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
中学生保育園訪問	中学生	将来、家庭をもち、子育てに関わる中学生を対象に、保育園訪問を実施し、子どもを愛しみ、思いやる気持ちを育み、ともに育つ喜びを体感してもらいます。職場体験学習や家庭科で保育実習を全員が行っています。 保育園と中学校の交流を一層進めます。	中学校	継続実施
蓼科高校生保育実習	高校生	授業（総合的探究の時間）の一環として希望者対象に行います。体験学習を通して、地元との交流、地域の理解を深めることも目的として行っています。 平成29年より実施しており、現在15名ほどの生徒が参加しています。福祉、保育希望の生徒などさらなる参加拡大に努めます。	高校生	継続実施

(2) 子どもの生きる力を育む立科教育の推進

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
幼児期教育の充実	保育園 児童	人格形成の基礎となる「知・徳・体」の基礎を培うため、 基本的な生活習慣の定着や知的発達を促します。 生活に必要な基本的な生活習慣、学びに向かう力、文字・ 数・思考、道徳・人権、体力・丈夫な体づくりを育みます。	保育園	充実推進
学力向上の推進	小学生 中学生 高校生	算数、数学の学力向上のため、小・中・高それぞれに加配 教員を配置し、異校訪問によるTT授業を進めます。また、 少人数学習を取り入れ学力向上に努めます。	教育 委員会	充実推進
不登校 対策事業	中学校	様々な理由で不登校になった児童・生徒の不適応な部分に 対応する支援講師を配置し、きめ細やかなサポートを行って います。	教育 委員会	充実推進
いじめ防 止対策の 推進	小学生 中学生 高校生	「立科町いじめ・非行対策本部設置要綱」に基づき、いじ め・非行問題に関する知識の普及及び適切な指導・相談を行 っています。 学校・教育委員会・立科町教育相談員で相談を受付けてい ます。	教育 委員会	充実推進
教育環境 の整備	小学生 中学生	小学校・中学校の普通教室、特別教室へのエアコン設置、 トイレの洋式化等を行い、教育環境の整備を行っています。 今後も必要に応じて、教育環境の充実を図ります。	教育 委員会	充実推進
情報機器 の整備	小学生 中学生	社会の情報化に対応した情報機器の計画的な更新を行い、 新時代に対応しうる教育設備の充実と内容の強化を図りま す。授業における情報機器の活用効果を検証しながら必要な 機器の導入を進めます。	小学校 中学校	充実推進

(3) 地域と学校の連携

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
関係機 関との連 携強化	小学生 中学生	学校評議員による助言、学校自己評価制度による自己評価 の結果の公表など、積極的な情報提供を行います。教育相談 員や学習支援員の配置、情報提供への対応を速やかに進める ため、学校・地域・行政が連携を強化し相談窓口の充実を図 ります。 コミュニティスクールを組織し、地域住民と協働しなが ら、より地域に開かれた学校づくりと支援を進めます。ま た、蓼科高校との相互交流を活発化します。	小学校 中学校	充実推進

第4章 施策の展開

(4) 有害環境対策の推進

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
街頭指導活動 青少年パトロール	小学生 中学生 高校生	地域の店舗等への巡回、夜間のパトロールなどを通して、点検活動を行ない、改善箇所がある場合は速やかに対応しています。 各種関係団体と協力し環境整備を進めます。	教育委員会	継続実施
スマートフォンやSNSに関する啓発	小学生 中学生 高校生 保護者	子どもや青少年をめぐる新たな問題として、SNS※に係るトラブル、有害かつ過剰なウェブサイトへのアクセスによる被害等、これまでになかった事件も多くなっています。そのため、スマートフォンやSNS等の適切な活用方法をはじめ、フィルター機能などの啓発活動に努めます。	教育委員会	充実推進

※ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：インターネットを利用して人と人とのつながりといった社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を促進・サポートするサービス。

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な住環境の確保

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
住環境の整備	児童 保護者	町では住宅団地の整備、町営住宅の建設と、子育てに向けた入居条件の検討などを行い、若者の定住と若い世代の人口増を目指していきます。 ニーズ等を勘案しながら子育て支援に向けた住環境の整備を検討します。通学路の安全確保にも努めます。	建設課 企画課	継続実施

(2) 安心して外出できる環境の整備

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
防犯灯の設置	児童 保護者	必要などころには防犯灯等を設置するよう努めていきます。さらに、住民が危険や不安を感じることはないよう、地域と警察等の連携により対処することが必要です。 地域の要望や現状を踏まえ対応します。	総務課	充実推進

(3) 安心・安全のまちづくり

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
住民への防犯意識の啓発	全住民	<p>犯罪を未然に防ぐため、地域と関係団体・組織等が連携し、青少年の非行防止活動をはじめ地域ぐるみで防犯を促進するため、啓発活動に努めます。</p> <p>地域防犯体制のより一層の充実や、警察署との連携強化、地域ボランティア組織の強化と拡充を図り、特に子どもや高齢者が住みよい地域づくりに努めます。</p> <p>防犯パトロールの強化に努めます。</p>	総務課	充実推進
災害対策	乳幼児 保護者 妊婦	<p>災害の備えや対応方法の普及啓発、災害時の支援体制の構築、各種教室等の機会を通じて普及啓発を図ります。</p> <p>防災担当部署と共同で、災害時の妊婦乳幼児への支援体制をつくります。</p>	町民課	充実推進
災害時合同引渡し訓練	保育園 児童 小学生 中学生 保護者	<p>災害、非常時発生を想定した生徒（園児）引渡し訓練を保・小・中学校合同で行います。家庭と連携しながら実施し、子どもたちの安全な避難を推進します。</p> <p>一人ひとりの子どもの引渡しカードを、保育園、各学校で作成します。保護者が迎えることを基本に行っている訓練ですが、中学生や高学年生徒等児童同士で迎えることも練習の課題等となっています。</p>	教育委員会 保育園 小学校 中学校	継続実施

5 仕事と家庭の両立

(1) 企業に対する子育て支援の啓発

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
ゆとりある労働環境づくりの推進	保護者	<p>事業主を対象とした研修会や、育児休暇等の取得、職場環境づくりの啓発を行うなどして、子育ての大切さを理解してもらい職場全体の意識の向上を図っていきます。また、様々な機会を通じて、広報・啓発活動も行っていく必要があります。</p> <p>立科町男女共同参画推進プランとの整合性を図り、意識改革や環境整備を進めます。</p>	教育委員会	充実推進

第4章 施策の展開

(2) 仕事と子育ての両立の支援

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
保育サービスの充実	保護者	延長保育、一時預かり事業や休日保育の一層の充実を図り、仕事と子育ての両立が可能となるよう、保育サービスの向上に努めます。	保育園	継続実施

6 児童等の安全の確保

(1) 子どもの事故防止への取組

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
事故防止のための啓発	0歳～3歳	乳幼児健診や家庭訪問の中で、これまでの事故や小さなケガ等の確認をします。さらに、なかよし広場や保護者会等の小さな子どもがいる保護者等が集まる機会を利用し、事故にあわないための対処法などの啓発を行います。	町民課	継続実施
携帯電話による情報伝達	保育園 児童、 小学生 中学生 保護者	携帯電話のメール機能を利用した配信サービスにより、緊急の連絡や情報等を迅速に伝達しています。	保育園 小学校 中学校	継続実施

(2) 交通安全の確保

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
交通安全活動の推進	保育園 児童、 小学生 中学生	交通事故を防止するため、各施設において交通安全意識の啓発を行います。 小・中学校、保育所で警察署員等による参加・体験型の交通安全教室を行い、交通安全に対する啓発を行うとともに、交通安全指導員による保育所におけるチャイルドシート着用の推進指導など、地域社会全体で交通安全に取り組む体制を整えます。また、通学路の安全点検確認を定期的に行い、危険箇所の把握に努めます。	保育園 小学校 中学校	充実推進

(3) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
防犯対策の推進	小学生 中学生	<p>学校等は危機管理マニュアルにより、犯罪が起こった場合の職員の対処方法を周知するとともに、防犯訓練等の実施により迅速な対応を可能にしておきます。あわせて、町内防犯カメラの設置、PTAや青少年健全育成推進センターと連携を図り、パトロール活動を実施し犯罪の防止に努めます。</p> <p>日頃から「声かけ運動」や、地域の住民による見守り、「子どもを守る安心の家」等の協力を得て、さらに郵便局や民間企業とも見守り提携しながら監視体制を強化します。地域においては消防団等を中心とした防犯パトロールなどを通して、非行や犯罪が起こりにくい環境をつくっていきます。</p> <p>また、子ども見守りボランティアによる見守り活動を実施しています。</p>	小学校 中学校 教育委員会	充実推進
不審者防犯訓練	保育園 児童	不審者マニュアルにより、職員の不審者への対応と子どもの安全安心を守る対処方法を、子ども・職員対象に警察の協力を得ながら訓練します。	保育園	継続実施

(4) 被害にあった子どもの保護の推進

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
カウンセリング体制の確立	小学生 中学生 高校生	被害に巻き込まれた子どもが一日でも早く元気な心を取り戻すためには、周囲の温かい支援と気配りが必要です。カウンセリングが必要な子どもについて、いつでも対応ができるよう、子ども専門医とも連携してカウンセリング体制を整え支援します。	教育委員会	継続実施

7 支援を必要とする子ども・家庭への支援

(1) 子どもの権利保護の推進

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
子どもの権利の広報・啓発	18歳未満	学校教育での道徳の時間をはじめ、広報紙やポスターなどにより、子どもの権利条約など子どもの権利の啓発に努めます。	教育委員会	継続実施
相談体制の充実	小学生 中学生 高校生 保護者	子どもの最善の利益を考慮し、学校・地域・行政が連携を強化し相談窓口の充実を図るとともに、いじめや虐待など子どものための電話相談である「子どもの人権110番（法務省）」をはじめとした各種相談先の紹介など積極的な情報提供に努めます。	教育委員会	継続実施

(2) 児童虐待防止策の充実

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
児童虐待防止ネットワーク	要保護児童	虐待があったと認められる場合は、関係諸機関が連携したネットワークによる早期の対応と、家庭への支援強化を図っています。 虐待を未然に防止するため、保健師・保育士・養護教諭・民生児童委員などの保健、福祉業務に携わる関係者の資質の向上に努め、子育てに対する精神的・肉体的ケアが必要な家庭を支えていくことができるよう相談体制の充実を図り、発生予防・早期発見に努めます。	町民課	継続実施

(3) ひとり親家庭等への支援の推進

個別事業名	支援の対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施主体	今後の進め方
相談体制の充実	ひとり親家庭	ひとり親家庭等の子育て・生活・就労などの相談、援助に対応するため国・県・町が行っている各種手当の支給や制度についての周知と相談体制の充実に努めています。	町民課	継続実施

(4) 心身に障がいのある児童施策の充実

個別 事業名	支援の 対象者	事業内容及び事業実施にかかる課題や 今後の基本方針（考え方）	実施 主体	今後の 進め方
健康診断 及び相談 体制の充 実	乳幼児 保護者	<p>母子保健分野で行う乳幼児健診の時点で発達に心配される幼児は、保健師により相談やケアがされています。さらに、保育所入所児童については、保育士と保健師により対応しており、教育的視野を含めた一貫した相談支援体制を図っています。</p> <p>増加傾向にある障がいのある児童への支援充実のため、母子保健、教育、福祉のそれぞれの分野の密接な連携を強化します。</p>	町民課 教育 委員会	継続実 施

第5章 提供区域における見込量・確保策

1 教育・保育の提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本町では、地域の特性を踏まえ1つの教育・保育提供区域として設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して、以下の区分で設定します。

【認定区分と提供施設】

区分	対象	該当する施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園での教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要性」がある子ども	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要性」がある子ども	保育園・認定こども園・地域型保育事業

【幼児期の学校教育・保育の量の見込みの算出結果】

(単位：人)

	1号	2号		3号
		教育	保育	
令和2年度	5	0	120	40
令和3年度	5	0	103	40
令和4年度	5	0	105	38
令和5年度	5	0	90	38
令和6年度	5	0	90	38

(2) 提供体制の確保

計画期間について、「量の見込み」に対応するように幼児教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

(3) 「量の見込み」の算出のための家庭類型

本計画作成に關しての国の手引きでは、将来的なニーズ量を把握するため、アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在の家庭類型」を求めたうえで、アンケート結果における母親の就労希望等を反映させた「潜在的な家庭類型」を求めることとし、(1)で推計された将来の児童数を用いて以下のように「量の見込み」の算出することとしています。

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」＝「家族類型別児童数 (人)」

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数 (人)」×「利用意向率 (割合)」＝「量の見込み (人)」

【母親のパートタイムからフルタイムへの意向を反映させる場合の事例】

母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
父親	タイプAは この部分に入ります。	タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD
	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	保育利用		幼稚園利用		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD
	120時間未満 下限時間以上			タイプE'		
	下限時間未満	タイプC'			タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD		タイプD		タイプF

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

現在の子ども・子育て支援事業等の利用状況を基本として、保護者の利用希望等を勘案して設定します。

(1) 利用者支援事業

子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子どもまたは子どもの保護者の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、地域の実情等に配慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

事業の概要
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

① 現在の取組

現在、児童館事業のたまご広場において育児相談を行っております。また、これらの事業だけでなく、町民課、教育委員会、保育園の窓口で個別の相談を受付けています。

【子育て相談件数】

(単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	118	88	77	36

② 計画期間内における目標事業量

今後、さらに推進し、充実を図ります。

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業

利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

事業の概要
通常 11 時間の開所時間又は 8 時間の利用時間の前後の時間において、さらに 30 分以上の延長保育を実施する事業

① 現在の取組

保育（標準時間・短時間）の時間を超えて延長保育を実施しています。

標準時間 11 時間

延長 18:30～19:00

短時間 8 時間

延長 16:00～19:00

07:30～08:00

【時間外保育事業（延長保育）の利用状況】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	3,939	4,537	4,047	4,228

② 計画期間内における目標事業量

計画どおり進んでおり、今後も現状維持で継続して実施します。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保方策	35	35	35	35	35

※時間外保育事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：タイプA、B、C、E 対象年齢：0～5歳

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

事業の概要
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業

① 現在の取組

- 児童館において実施
- 小学校6年生までを利用対象
- 午後7時までの利用

【放課後児童クラブの登録数、参加児童数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録数（人）	46	44	52	47
登録率（％）	13.4	13.1	16.4	15.4
平日（延べ人数）	4,691	5,804	6,298	5,561

② 計画期間内における目標事業量

今後、さらに推進し、充実を図ります。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	低学年	20	20	20	20	20
	高学年	10	10	10	10	10
確保 方策	低学年	20	20	20	20	20
	高学年	10	10	10	10	10

※放課後児童健全育成事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：タイプA、B、C、E

対象年齢：小学校の低学年と高学年

(4) 子育て短期支援事業

利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

事業の概要
<p>○ショートステイ 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。</p> <p>○トワイライトステイ 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。（町では未実施。）</p>

① 現在の取組

ショートステイを平成30年度から、うえだみなみ乳児院、軽井沢学園に委託し、事業を開始しました。利用者0人。

【子育て短期支援事業の利用状況】

（単位：1年間当たりの人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1年間当たりの人日	—	—	—	0

② 計画期間内における目標事業量

計画どおり進んでおり、今後も現状維持で継続して実施します。

（単位：1年間当たりの人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

※子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：全ての家庭類型 対象年齢：0～5歳

（5）乳児家庭全戸訪問事業

出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を設定します。

事業の概要
保健師または助産師が、4か月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態の把握をし、適切な指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消し孤立化を防ぐことを目的としている事業

① 現在の取組

保健師による全戸訪問を実施。里帰り出産については町に依頼しています。

【訪問件数等】

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	23	37	24	37
出生数	29	43	26	38
訪問率	79%	86%	92%	97%

※訪問率：訪問件数を出生数で除した数値。

② 計画期間内における目標事業量

計画どおり進んでおり、今後も現状維持で継続して実施します。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28	27	27	26	26
確保方策	実施体制： 保健師・栄養士	実施体制： 保健師・栄養士	実施体制： 保健師・栄養士	実施体制： 保健師・栄養士	実施体制： 保健師・栄養士

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案して、訪問事業、協議会等の開催を計画的に実施します。

事業の概要
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

① 現在の取組

特定妊婦や養育支援が必要な家庭には、保健師等が訪問し指導助言を実施。

要保護児童対策協議会実務者会議の開催（年4回）、個別会議の開催。

② 計画期間内における進め方

今後、さらに推進し、充実を図ります。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(7) 地域子育て支援拠点事業

利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の利用希望数等に基づき、居宅より移動することが可能な範囲内で利用できるよう配慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

事業の概要
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

① 現在の取組

児童館事業によるたまご広場、子育て支援センター他、子育て支援事業を開催しています。

【子育て支援センター利用状況】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	390	256	313	212
利用者数 (月)	33	21	26	18

② 計画期間内における目標事業量

今後、内容・規模・手法等を見直して推進します。

(単位：1か月当たりの人回)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	16	16	16	16	16
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※地域子育て支援拠点事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：全ての家庭類型 対象年齢：0～2歳

(8) 一時預かり事業

利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前の子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を勘案し、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も考慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

事業の概要
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業

① 現在の取組

保育所での一時預かり実施。
11 か月以上の未就園児対象

【保育所の一時保育の実施状況】

(単位：か所、人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施保育所数	1	1	1	1
延べ利用者数	556	447	314	291

【幼稚園における一時預かり（預かり保育）】

幼稚園は町内に設置されていません。

② 計画期間内における目標事業量

計画どおり進んでおり、今後も現状維持で継続して実施します。

【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

(単位：1年間当たりの人日)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		290	290	290	290	290
確保 方 策	一時預かり事業※1	290	290	290	290	290
	子育て援助活動支援事業※2	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業※3	0	0	0	0	0

※一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：全ての家庭類型 対象年齢：0～5歳

※1：一時預かり事業（在園児対象型を除く）

※2：子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

※3：子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））】

(単位：1年間当たりの人日)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見 込 み	① 1号認定による	0	0	0	0	0
	② 2号認定による	0	0	0	0	0
確保 方 策	一時預かり事業（在園児対象型）※1	0	0	0	0	0

※一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

対象となる潜在家庭類型：C、D、E、F（1号認定） 対象年齢：3～5歳

②2号認定による定期的な利用

対象となる潜在家庭類型：A、B、C、E 対象年齢：3～5歳

※1：②は、幼稚園が認定子ども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられる。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育）

利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

事業の概要
保育園等に入所中の児童が病気の回復期（いまだ病気の回復に至らない状態を含む）にあるため、保育園等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に施設でお預かりして、保育を行う事業

① 現在の取組

第二次佐久地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、佐久市で実施している病児・病後児保育が、立科町に住所があれば利用できます。

※佐久地域定住自立圏共生ビジョンとは、佐久市を中心として、小諸市、東御市、北佐久郡、南佐久郡（12市町村）が「定住自立圏形成協定」に基づき、相互に連携・協力して平成29年度から令和3年度までを第二次計画期間としています。専用の保育室で、看護師等の専門スタッフにより保育します。

【病児保育事業（病児・病後児保育）の利用状況】

（単位：1年間当たりの人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
病児保育事業	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—

② 計画期間内における目標事業量

計画どおり進んでおり、今後も現状維持で継続して実施します。

【病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）】

（単位：1年間当たりの人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		0	0	0	0	0
確保 方策	病児保育事業	2	2	2	2	2
	子育て援助活動支援事業※1	0	0	0	0	0

※病児保育事業（病児・病後児保育事業）の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：A、B、C、E 対象年齢：0～5歳

※1：子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業の可能性も勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

事業の概要
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業

① 現在の取組

保育園の保育事業の充実に伴い、現在の利用者はいません。

会員7人 利用者0人。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況】

（単位：1週間当たりの人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
低学年	0	0	0	0
高学年	0	0	0	0

② 計画期間内における目標事業量

計画どおり進んでおり、今後も現状維持で継続して実施します。

（単位：1週間当たりの人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0
確保 方策	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0

※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：全ての家庭類型（5歳以上）

(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度と同法第15条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

事業の概要
母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、①妊娠月週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業

① 現在の取組

妊婦健診 14回
産婦健診 2回（平成30年開始）

【妊婦健康診査状況】

（単位：件、受診票の枚数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦届出数	36	25	31	31
1回目妊婦検診	54	55	49	28
2～14回目 妊婦検診	350	411	355	417

② 計画期間内における目標事業量

計画どおり進んでおり、今後も現状維持で継続して実施します。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	448	432	432	416	416
	健診回数※人	健診回数※人	健診回数※人	健診回数※人	健診回数※人
確保方策	県下医師会委託	県下医師会委託	県下医師会委託	県下医師会委託	県下医師会委託

※健診回数は、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

副食費の施設による徴収に係る補足給付事業

事業の概要
各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

【参考】国の示す地域子ども・子育て支援事業

※子ども・子育て支援法に基づく基本指針（改正）〔令和2年4月1日施行〕の別表第三「地域子ども・子育て支援事業の参酌標準」による順番、事業名称（ ）内は、略称・通称など

- ①利用者支援に関する事業（利用者支援）
 - ②時間外保育事業（延長保育事業）
 - ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 - ④子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
 - ⑤乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
 - ⑦地域子育て支援拠点事業
 - ⑧一時預かり事業
 - ⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）
 - ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）
 - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- その他に
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の検討

- 認定こども園は保育所と幼稚園の特徴や機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及び変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができます。本町に幼稚園はありませんが、保護者の教育・保育ニーズが多様化しているなか、町教育委員会が主体的に認定こども園について検討を図っていきます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

- すべての子ども・子育て家庭に対し、その状況に応じて子育ての安心感や充実感を得られるよう、地域子ども・子育て支援事業を充実させ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を進めていきます。
- 乳幼児期は心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、また、その発達は連続性を有するものとなっており、子どもの成長に応じた子育て施策の充実や質の高い教育・保育の提供など、環境の整備に努めます。

(3) 地域における教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

- 保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う施設であり、また、地域型保育事業は、供給が不足しがちな満3歳未満児の保育を提供する役割を担っており、この両方が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実が図られます。地域型保育事業が日頃から中核施設との交流や連携を密にすることで、満3歳以降も引き続き保育所において切れ目なく適切に教育・保育が受けられることにつながることから、教育・保育施設と地域型保育事業者間の連携への支援を進めていきます。

(4) 保育所と小学校との連携

- 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、それぞれの職員による意見交換の場の設定や児童の交流活動のほか、職員の相互参観の実施や就学児の実態について話し合う機会の設定等を進め、幼児期から児童期への発達の流れなどについての共通理解を深め、小学校教育への連続性が確保できるよう緊密な連携を図っていきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保や保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮し、給付方法について検討を図ります。

6 その他の事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設または地域保育事業の円滑な利用の確保

- 小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産休・育休明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設または地域型保育事業を利用できるよう、情報提供や相談事業を行います。
- 利用希望把握調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に教育・保育施設または地域型保育事業を整備します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

- 児童虐待防止対策の充実を図ります。
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援を推進します。
- 障がい児施策の充実等を推進します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに取り組めます。
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備を検討していきます。

第6章 計画の推進

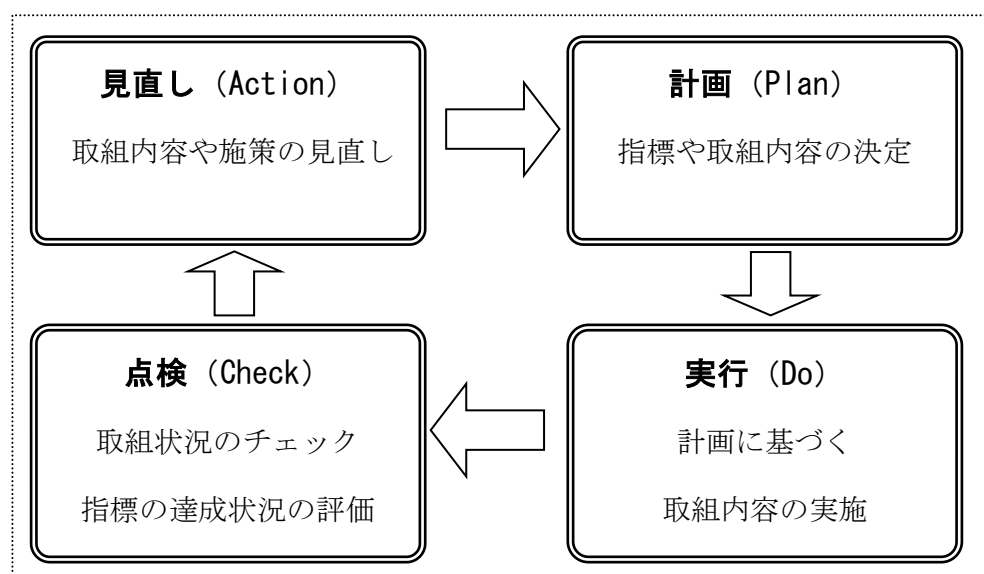
1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映し進めていきます。

子育て支援の総括、調整部署を明確にし、情報集約と周知を行います。推進体制として、町民・関係者の意見交換の場を設け、協議検討を行う協議体を設置します。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点で事業の点検及び評価を各年度で行い施策の改善につなげます。計画、実行、点検・評価及び見直し（PDC A※）の観点から、計画の推進に際して、関係機関との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。



※PDC A : Plan (企画立案)、Do (実施)、Check (評価)、Action (企画立案への反映) という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

資料

1 立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づき、立科町子ども・子育て支援計画の策定に当たり、広く町民の意見を反映させるため、立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 事業計画策定のための調査に関すること。
- (2) 事業計画の策定に関すること。
- (3) その他事業計画策定に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は15人以内で組織し次の各号に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 児童の保護者を代表する者
- (5) 福祉施設等を代表する者
- (6) 教育施設等を代表する者
- (7) 町行政機関を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(報酬)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第17号）による。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置くものとし、委員の互選により定める。

(会議)

第7条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会)

第8条 委員会における検討事項を専門的に調査検討するため、委員会の下に検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会には部会長を置き、部会長は、委員長が委員の中から指名する。
- 3 部会委員（以下「部員」という。）は、関係課の職員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、会議の議長となる。

5 部会長は、特に必要があると認めるときは、部会に部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

2 関連施設一覧

関連施設一覧

施設	住所			
保育所（園）	たてしな保育園	立科町大字芦田 2 9 9 1 番地 6		
小学校	立科小学校	立科町大字芦田 3 7 0 0 番地		
中学校	立科中学校	立科町大字芦田 3 6 2 5 番地 1		
高校	蓼科高等学校	立科町大字芦田 3 6 5 2 番地		
図書室	立科町中央公民館図書室	立科町大字芦田 2 5 2 2 番地 1		
児童館	立科町児童館（未来館）	立科町大字芦田 3 7 5 2 番地 9		
子育て支援センター	立科町子育て支援センター	立科町大字芦田 3 7 5 2 番地 9		
権現山運動公園	体育館 グラウンド・屋内運動場 公園 キャンプ場 柔剣道場・太鼓道場			
	青少年問題協議会	立科町教育委員会内		
公民館	立科町中央公民館	立科町大字芦田 2 5 2 2 番地 1		
ボランティア	立科町社会福祉協議会	立科町大字芦田 2 5 2 3 番地		
保健センター	立科町保健センター	立科町大字芦田 2 5 2 3 番地		
消防	立科町消防団	立科町役場内		
防犯組合	立科町役場内	立科町役場内		
医療機関	柳沢医院	立科町大字芦田 2 8 3 5 番地 2		
	岩下医院	立科町大字芦田 1 1 6 5 番地		
	山浦歯科医院	立科町大字芦田 2 5 3 7 番地 2		
	永井歯科医院	立科町大字芦田 2 0 0 6 番地		
	もみの木歯科クリニック	立科町大字芦田 2 9 8 0 番地 1		
警察	芦田警察官駐在所	立科町大字芦田 2 5 3 4 番地 1		
	山部警察官駐在所	立科町大字山部 1 8 0 1 番地 1		
	茂田井警察官駐在所	立科町大字茂田井 1 0 2 1 番地 1		
役場	立科町役場	立科町大字芦田 2 5 3 2 番地		